

広島県告示第五百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十九年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
神社北地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

三原市		郡市・区		町		地番		標柱番号	
糸崎八丁目		糸崎町		糸崎八丁目		七五三番		標柱一号	
糸崎八丁目		糸崎町		糸崎八丁目		四七八番二		標柱二号	
糸崎八丁目		糸崎町		糸崎八丁目		四七一番一		標柱三号	
糸崎八丁目		糸崎町		糸崎八丁目		六六八番二		標柱四号及び五号	
糸崎八丁目		糸崎町		糸崎八丁目		七〇八番二二		標柱六号	